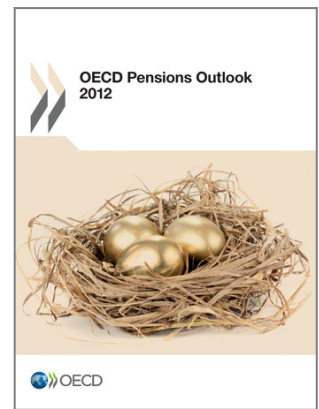


OECD *Multilingual Summaries*
OECD Pensions Outlook 2012
Summary in Japanese



全文を読む：
[10.1787/9789264169401-en](https://doi.org/10.1787/9789264169401-en)

OECD 年金アウトルック 2012

日本語要約

- 本年度版の『OECD 年金アウトルック』は、年金を巡る状況の変化について精査している。
- 本報告書は、金融危機以降の年金改革、自動調整メカニズムの設計、中東欧における体系的な年金改革の後退、私的年金制度の加入率、確定拠出年金における保証などの問題を取り上げている。
- 巻末には確定拠出年金の政策ロードマップと付属データ集が収録されている。

年金：過去、現在、未来

実感はないかもしれないが、現在の退職者は後から振り返れば年金や年金受給者の黄金時代を生きていたということになるかもしれない。貧困の高齢者は昔より大幅に減っており、1980年代半ばより約4分の1少ない。寿命も延びている。現時点で65歳の高齢者は親の世代より3.5歳長生きすることが見込まれている。

これに対し、現在および将来の労働者は、退職するまでの就労期間がこれまでより長くなり、公的年金はこれまでより少なくなる。その私的年金は確定拠出型になる可能性はるかに高まるが、これは、個人がより直接的に投資リスクに晒されるとともに、長寿に伴う年金コストを自ら負担することを意味する。

2007～2008年の金融ショックはその後も尾を引き、大半のOECD諸国では経済と財政に深刻な影響を及ぼしている。年金制度は、それまでの10年間の度重なる変革によってすでに姿を変えていたが、しばしば財政健全化と国際金融市場の圧力の下で、さらなる改革が行われた。最も明らかな変革は、年金支給開始年齢の引き上げであり、OECD諸国の半数以上で採用されている。長期的に見ると、年金支給開始年齢は13カ国で67歳以上となり、1カ国を除く全ての国で男女ともに同じ年齢となる。早期退職条件の厳格化や通常の年金支給開始年齢以降まで就労し続けた場合の報酬の増加など、それほど目立たない就労長期化奨励策も14カ国で実施された。

これは、4つの理由により、歓迎すべき動きである。第1に、寿命の延びに伴う就労年数の長期化は、増税より痛みの少ない方法で、年金制度の財政的な持続可能性を改善させる。第2に、高齢化によって生じるコストの世代分布を公正化する。また、拠出期間の長期化は、計画されている年金給付額の減額が退職後所得に及ぼす影響を緩和することができる。第3に、長期の疾病や障害、老齢年金などを通じて、高齢労働者を労働市場から早期退職へと追いやってしまう、過去の政策の失敗と明確に決別することにつながる。この失敗した政策の表向きの理由は、「若年層により多くの雇用機会を開放する」というものだった。しかし、データによれば、これも「労働塊」の誤謬の一例に過ぎない。高齢労働者が就労し続けても若年層の雇用機会は減らない。第4に、労働力の伸びが緩やかになっているか、労働力が減少すらしている状況下で就労生活を延ばすことは、高齢化する国の経済成長を大きく押し上げるはずである。これらの明白な利益を考えると、退職年齢を67歳超へと引き上げようとする動きは奨励すべきものである。そのための効果的かつ透明性の高い方法のひとつとして、デンマークやイタリアで行われているように、退職年齢と平均寿命を制度的に連動させることが挙げられる。

過去10年にわたる年金改革の結果、多くの国では、公的年金の支給額も一般に5分の1から4分の1程度減額されている。支給額の減額は、現在の退職者と将来の退職者の双方のために年金制度の財政的な持続可能性を確保する上で必要なことである。2007年以降、OECD諸国の半数は、物価スライド制の要件や年金給付額算定方式の変更など、公的年金制度の持続可能性を改善するためのさらなる措置を講じている。

OECD諸国平均で見ると、今日就労生活に入る人々は、法定退職年齢まで勤め上げてから退職する場合、純所得額の半額程度の公的年金を期待することができる。OECD諸国の半数では、この公的年金給付によるいわゆる「純所得代替率」が50%未満である。これらの国のうちの13カ国では、私的年金は強制加入である。つまり、法律や社会契約により、労働者は全員、私的年金への加入を義務付けられている。その結果、これらの私的年金を含む強制加入年金の給付総額で見ると、純所得代替率はOECD諸国平均で約69%となる。

それでもなお、OECD12カ国は、強制加入年金による純所得代替率が60%未満という大きな「年金格差」を抱えている。これらの国の大半では、私的年金は任意加入であり、労働者の半数以上が加入しているケースはほとんどない。こうした年金格差を埋めるには、これらの国は私的年金の役割を強化する必要がある。退職年齢をさらに引き上げる場合でも、労働者が高齢になった時に自らの貯蓄によって勤労所得と公的年金給付を補完できるよう、私的年金の提供を促進すべきである。これは、一定年齢後の柔軟な労働条件や段階的退職を求める人々にとっては特に魅力的である。

私的年金を強制加入にすれば、年金格差を解消し、十分な給付額を確保するための理想的な解決策となる。しかし、掛け金（拠出金）は新たな税金と受け止められかねないとの懸念などもあり、一部の国はそうした政策の導入を躊躇している。同様の成果を上げる代替策として、一定期間内に脱退する可能性を認めつつ、私的年金に自動的に加入させる、いわゆる「自動加入」がある。これは、人々に退職貯蓄（年金）

への加入ではなく脱退を求めることで、自然の惰性を利用して加入率を引き上げようとするものである。2007年にニュージーランドで導入された、OECD初の全国的な自動加入退職貯蓄制度であるキウイセイバー (KiwiSaver) は、新規従業員の間で高い加入率を確保する上で大きな効果を発揮しており、脱退率は20%しかない。同様の制度は2012年から2017年に英国で導入される予定であり、他の国も追随する可能性が高い。

私的年金の役割拡大に利用し得るもうひとつの主要な政策は、金銭的なインセンティブを提供することである。人々に老後に備えて貯蓄するよう奨励する従来からの方法として、税優遇措置が挙げられる。最近、税優遇措置を拡大している国もあるが、オーストラリア、アイルランド、ニュージーランド、英国などは全て、放棄税収 (foregone tax revenues) という形で財政コストを削減すべく、税優遇措置の制限に動いている。ドイツなど他の国でもコストが問題視されている。

従来の税優遇措置制度の問題点は、限界税率が最も高い高所得者が最大の受益者になる、ということである。実際、年金制度を任意加入にしている大半の国では、私的年金計画に加入する可能性が最も低いのは低所得労働者である。低所得者に手を差し延べる、より効果的な方法は、累進性を高めるために一定額を上限として、貯蓄者に一律の補助金や匹敵分の拠出を支給することである。このような金銭的インセンティブは、所得税の非納税者や所得税率の低い納税者など、低所得者により大きな恩恵をもたらし得る。一部の退職貯蓄商品にこうしたインセンティブを導入しているドイツとニュージーランドでは、所得層別の加入率の差が（他の国よりも）小さい。

私的年金の加入率引き上げに加え、政策当局は、給付額の妥当性を改善するための3方面の取り組みを行う必要がある。第1に、私的年金の掛け金として退職後所得の目標達成に十分な額を確保すべきである。これは、オーストラリアのように、私的年金が強制加入の国では容易に実施できる。同国は最近、最低拠出率を賃金の9%から12%に引き上げると発表した。第2に、早期の引き出しや一括払いを制限することにより、年金制度からの資金流出を抑制すべきである。第3に、資産の積立期間中にも給付が行われる資産の除去期間にも、低コストでリスクを軽減する投資戦略および投資商品の活用を促進すべきである。これらの課題に対処する際、政策当局は、複雑な金融上の決定を単純化、円滑化すべく、投資と給付のオプションメニューに細心の注意を払うべきである。また、各人のニーズや期待に一層応えられるよう、アクティブ運用を選択しない人のための既定商品の制度設計も改善すべきである。

「どの国の年金制度が最も優れているか」とはOECDがしばしば尋ねられる質問である。しかし、ランキングやリーグ表を望む声広がっているものの、この質問に答えることは極めて難しい。正しい答えは、どの国の年金支給にも改善の余地がある、というものである。どの国も、年金制度の加入率、給付の充分性、財政的な持続可能性、個人が負担するリスクや不確実性など、少なくともいくつかの課題に直面している。したがって、OECD諸国の年金を巡る見通しは、今後も必然的に変化し続ける、というものである。

© OECD

本要約は OECD の公式翻訳ではありません。

本要約の転載は、OECD の著作権と原書名を明記することを条件に許可されます。

多言語版要約は、英語とフランス語で発表された OECD 出版物の抄録を翻訳したものです。

OECD オンラインブックショップから無料で入手できます。 www.oecd.org/bookshop

お問い合わせは OECD 広報局著作権・翻訳部にお願いいたします。 rights@oecd.org fax: +33 (0)1 45 24 99 30.

OECD Rights and Translation unit (PAC)

2 rue André-Pascal, 75116

Paris, France

Visit our website www.oecd.org/rights



OECD iLibrary で英語版全文を読む！

OECD (2012), *OECD Pensions Outlook 2012*, OECD Publishing.

doi: 10.1787/9789264169401-en